

平成29年 第2回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会 議 録

（平成29年8月3日）

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 仮議席の指定	3
日程第2 選挙第2号 議長の選挙	3
日程第3 議席の指定	4
日程第4 選挙第3号 副議長の選挙	4
日程第5 会期の決定	5
日程第6 会議録署名議員の指名	5
日程第7 諸般の報告	5
日程第8 一般質問	6
日程第9 専決処分の報告及び議会に承認を求めることについて	
承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	18
承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	18
日程第10 議案第5号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算	20
日程第11 議案第6号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	20
日程第12 議案第7号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	27
日程第13 同意第1号 副広域連合長の選任について	28
日程第14 同意第2号 監査委員の選任について	29
同意第3号 監査委員の選任について	30
日程第15 請願第7号 「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書	30

請願第 8 号	「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書	30
請願第 9 号	後期高齢者医療制度に関する請願	30
請願第 10 号	「高齢者の実態を反映する後期高齢者医療広域連合議会の運営を求める」請願書	30
請願第 11 号	「後期高齢者医療制度の改善を求める」請願書	
請願第 12 号	後期高齢者医療制度の保険料を軽減し、高齢者の命とくらしを守る制度の見直しを求めます	30
閉会		38
会議録署名		39

日時・場所

平成29年8月3日(木) 午後2時00分

ホテルレガロ福岡 3階レガロホール(A)

(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員(19名)

2番	河田 圭一郎	3番	村上 さとこ	4番	今林 ひであき
5番	中山 郁美	6番	山口 剛司	7番	中尾 昌弘
10番	金子 健次	12番	中村 征一	14番	福田 浩
16番	金堂 清之	17番	石松 和敏	19番	原崎 智仁
20番	高木 典雄	21番	有吉 哲信	24番	井上 健作
27番	長崎 武利	28番	白石 雄二	29番	松尾 勝徳
33番	今富 壽一郎				

欠席議員(14名)

1番	西田 一	8番	藤浦 誠一	9番	二場 公人
11番	三田村 統之	13番	田中 純	15番	加地 良光
18番	芦刈 茂	22番	森田 俊介	23番	月形 祐二
25番	武末 茂喜	26番	三角 良人	30番	井上 利一
31番	田頭 喜久己	32番	石川 潤一		

説明員

広域連合長	井上 澄和	副広域連合長	永原 譲二
事務局長	八尋 一成	事務局次長	末若 明
監査委員	阿部 澄男	会計管理者	瀬戸山 正紀
総務課長	結城 康之	保険課長	内屋敷 真
健康企画課長	増永 秀貴		

議事補助員

書記	稲田 佳代子	書記	中村 和恵
----	--------	----	-------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	仮議席の指定
日程第2	選挙第2号 議長選挙
日程第3	議席の指定
日程第4	選挙第3号 副議長選挙

- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 会議録署名議員の指名
- 日程第 7 諸般の報告
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 専決処分の報告及び議会に承認を求めることについて
- 承認第 3 号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び
福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護
審査会条例の一部改正について
- 承認第 4 号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関
する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 28 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 28 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 29 年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 13 同意第 1 号 副広域連合長の選任について
- 日程第 14 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 15 請願第 7 号 「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁
中止を求める」請願書
- 請願第 8 号 「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁
中止を求める」請願書
- 請願第 9 号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 請願第 10 号 「高齢者の実態を反映する後期高齢者医療広域連合議会
の運営を求める」請願書
- 請願第 11 号 「後期高齢者医療制度の改善を求める」請願書
- 請願第 12 号 後期高齢者医療制度の保険料を軽減し、高齢者の命と
くらしを守る制度の見直しを求めます

■開会・開議（午後２時００分）

○事務局長（八尋 一成） ただいま定刻となりましたので、議会の開会に当たり、議員の皆様申し上げます。事務局長の八尋と申します。

さて、平成２９年４月２５日付けで宗像市の北崎 正則 副議長が辞職されました。

また、平成２９年５月２６日付けで遠賀町の古野 修 議長が辞職されました。

現在、議長及び副議長が不在でありますので、議長の選挙までの間は、地方自治法第１０７条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員中、年長の議員は、新宮町の長崎 武利 議員でございますので、長崎議員に臨時議長をお願いします。

それでは、長崎議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（長崎 武利） 新宮町の長崎でございます。規定に従いまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、平成２９年第２回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、１９名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、定足数を欠くおそれがありますので、会議規則第１２条第２項の規定により、退席しないように求めます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

■日程第１ 仮議席の指定

○臨時議長（長崎 武利） 日程第１ 仮議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、ご着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 選挙第２号 議長の選挙

○臨時議長（長崎 武利） 日程第２ 選挙第２号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、臨時議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、水巻町議会の議長であります、28番、白石 雄二 議員を指名いたします。

お諮りします。白石 雄二 議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、白石 雄二 議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、白石 雄二 議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

事務局は、白石議員に、告知書をお渡しください。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、白石議長、議長席をお願いいたします。

○議長（白石 雄二） この度、議長という要職に就かせていただくこととなりました水巻町の白石でございます。よろしくお願い申し上げます。

広域連合が担う後期高齢者医療制度の安定運営に向けて、議員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議会運営に務めてまいる所存でございます。何分不慣れではございますので、皆様方のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

■日程第3 議席の指定

○議長（白石 雄二） それでは、日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在、ご着席の席をもって議席といたします。

■日程第4 選挙第3号 副議長の選挙

○議長（白石 雄二） 日程第4 選挙第3号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については、議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、宗像市議会の副議長であります、17番、石松 和敏 議員を指名いたします。

お諮りいたします。石松 和敏 議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、石松 和敏 議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、石松 和敏 議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。事務局は、石松議員に、告知書をお渡ししてください。

それでは、石松副議長に、就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(石松 和敏) ただいま副議長に推挙いただきました、宗像市の石松でございます。

今後、広域連合が担う高齢者医療制度の安定運営に向けて、白石議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうか、議員の皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長(白石 雄二) ありがとうございます。

■日程第5 会期の決定

○議長(白石 雄二) 次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

■日程第6 会議録署名議員の指名

○議長(白石 雄二) 日程第6 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、7番、中尾 昌弘 議員、33番、今富 壽一郎 議員を指名いたします。

■日程第7 諸般の報告

○議長(白石 雄二) 次に、日程第7 諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告でございます。

今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査及び定期監査の結果報告です。

お手元に配付のとおり、監査委員から平成28年12月から29年5月までの例月出納検査の報告及び平成28年4月から平成29年3月までの定期監査の報告がっておりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上、「諸般の報告」を終わります。

次に、広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。
井上広域連合長。

○**広域連合長（井上 澄和）** 皆様、こんにちは。広域連合長の井上でございます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

始めに、先月の九州北部豪雨により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。本広域連合といたしましては、県及び構成市町村と協力しながら、今後も被災された被保険者の皆様へ支援を行ってまいります。

さて、後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、10年目を迎えました。この間、大きな混乱もなく円滑な取組ができておりますのも、ひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

しかしながら、本県の後期高齢者1人当たりの医療費は、14年連続して全国で最も高い水準となっており、「健康づくり」、「医療費適正化」の推進など様々な課題もございます。

こうした課題への対応を含めまして、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、県及び構成市町村と緊密に連携・協力しながら、円滑で安定的な制度運営に努めてまいります。

本日の定例会には、平成28年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算議案並びに平成29年度補正予算など計3件を提出いたしております。

後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何卒、慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして、満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○**議長（白石 雄二）** ありがとうございます。

■日程第8 一般質問

○**議長（白石 雄二）** 次に、日程第8 一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁

時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

5番 中山 郁美 議員。

○5番(中山 郁美) 皆さん、こんにちは。日本共産党、福岡市議会議員の中山 郁美でございます。北部九州の豪雨によって命を落とされた方々に心より哀悼の意を表するとともに、被災された方々には心よりお見舞い申し上げて、一般質問に入りたいと思います。

高齢者を差別する医療だとして、国民のごうごうたる批判と反対を押し切り、強行導入された後期高齢者医療制度は、今年度で10年目となりました。高い保険料や窓口負担に苦しむ高齢者やその御家族をはじめとして、この制度を廃止して、元の老人保健制度に戻して欲しいという声は、未だ収まることはありません。そのような中、安倍政権は、本年度から更にこの制度を改悪するという許し難い暴挙を行ったのであります。

質問の1点目は、制度改悪の中身についてです。

特例軽減は、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの軽減が予算措置され、被保険者全体の55%に及ぶものでした。それだけ、低所得、低年金の加入者が多いということであり、こういう措置なしには、この制度そのものが組めなかったものです。逆に言えば、こういう措置をして、何とか国は制度を存続させてきたと言えるものです。しかし、ここに来て、安倍政権は、制度は定着したとか、負担の公平性、適正化を図るなどとして、廃止に向けた縮小を開始したのです。

高額療養費制度についても、受診、治療が頻回する高齢者の受診抑制を生んではならないという国民的運動を反映し、窓口負担の上限を定めてきた制度です。この制度についても上限を引き上げ、負担増を押し付けるものであります。

本年2月の第1回議会において、井上連合長は、保険料特例軽減の見直し及び高額療養費制度の負担限度額の見直しについては、激変緩和措置など一定の配慮はなされており、受け入れざるを得ないという趣旨の答弁をされました。そこで、実際には、保険料特例軽減措置並びに高額療養費制度は、どのように改変されたのか説明を求めます。

質問の2点目は、保険料に関する問題についてです。

まず、被保険者の負担能力についてです。後期高齢者医療制度の発足当初から最大の問題と指摘されていたのは、そもそも高い保険料と上がり続ける仕組みの問題でした。その中でも本県の保険料は、当初から全国一高いものとなり、2年ごとの改定は、3回連続引上げとなってきました。本期、つまり昨年度から今年度までの第5期保険料については、剰余金を活用して、史上初めて引き下げになったものの、発足当初と比較すると大きく引き上げられており、極めて重い負担には変わりありません。そもそも昨今アベノミクスの下で、富裕層と貧困層の格差の広がり、中間層といわれる方々も生活困窮度合いが高くなっています。高齢者世帯においてもこの点は顕著になっております。75歳以上の高齢者についても、年金は引き下がる一方、消費税の引上げ、物価の高騰

などにより負担は増え、余裕がない状態となっております。子どもさんの世代はというと、世代としては子育て世代が多く、教育や保育などの出費は嵩み、雇用も不安定など、親御さんへの支援はできなくなってきております。このような状況から、総合的に判断すると被保険者の保険料負担能力は低下しているのではないかと思います、ご所見を伺います。

併せて、今期保険料の実態について、均等割額、所得割率、1人当たりの平均保険料額と全国におけるそれぞれの順位について改めてお示し願います。

次に、高すぎる保険料が払えない滞納者についてです。本県広域連合も、年金天引き以外の方で、滞納されている方々に、短期保険証への切替えや財産差押えという制裁措置を行っており、あまりにも無慈悲ではないかとの声が挙がっております。そこでその実態はどうなっているのか、お尋ねいたします。

最後に、来期の保険料引下げに向けた要素となる剰余金についてです。

昨年2月議会における今期保険料の設定の際には当時の剰余金を保険料の引下げの原資として活用し、前期保険料よりも引下げが可能になりました。しかし、それでも、当時私は消費税10%への引上げ分を含んだ過大な医療費の設定になっており、これでは保険料を多く取りすぎることになるため、消費税8%という実態に合わせた医療費設定にして、更に保険料を引き下げるべきだと質しましたが、当時は、医療費想定も、保険料も見直されませんでした。したがって、当然かなりの剰余金が生み出されることになると想定されます。そこで、今期末の剰余金について、現時点でどう見込んでいるのかお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 事務局長の八尋でございます。

まず、軽減特例及び高額療養費についてのお尋ねにお答えいたします。

平成29年度における軽減特例の見直しにつきましては、所得が低い方の所得割軽減が5割から2割に、元被扶養者の方の均等割の軽減が9割から7割に変更されました。

高額療養費の見直しにつきましては、外来における個人単位の自己負担限度額が、現役並み所得区分の方は44,400円から57,600円に、一般区分の方は12,000円から14,000円に引き上げられました。

また、一般区分の方は、外来と入院を合わせた世帯単位の自己負担限度額についても44,400円から57,600円に引き上げられました。

なお、保険料につきましては、所得の低い方に対する均等割軽減の9割軽減・8.5割軽減が当面維持されることとなりましたので、負担が据置きとなる方は約30万人・被保険者の約40%と見込まれます。

また、高額療養費につきましても、所得が低い方への配慮から、非課税世帯の方の負担限度額の見直しは行われておりませんので、本広域連合の被保険者のうち影響の可能

性が見込まれる方は、現役並み所得区分の方、約3万人・被保険者の約5%及び一般区分の方、約31万人・被保険者の約49%と見込まれます。

一般区分の方につきましては、外来の自己負担に、年間上限額14万4千円が創設されております。また、世帯単位の自己負担につきましては、4回目の該当から57,600円から44,400円に負担額を抑える「多数該当」を設定しており、従来から長期療養されている方の負担が増えないよう配慮されております。

次に、保険料に関するお尋ねでございます。

被保険者の年金引下げや子ども世代の雇用悪化等による影響を推し量ることは困難ですが、被保険者の中には負担能力が低下している方もおられると考えられます。そうしたことにより、保険料の納付が難しい方には、市町村の窓口等に御相談いただきたいと考えております。

次に、第5期保険料における福岡県の均等割額は、年額56,085円、所得割率は、11.17%であり、軽減適用後の1人当たり平均保険料額は、76,512円です。

全国における順位といたしましては、高い方から均等割額が1位、所得割率が2位、1人当たり平均保険料額が6位です。

次に、短期被保険者証の交付状況といたしましては、平成29年6月1日現在で、2,506件・被保険者の0.38%となっております。差押えにつきましては、平成27年度実績で、161件となっております。

最後に、今期、第5期（平成28年度－平成29年度）特定期間の剰余金の見込みにつきましてのお尋ねにお答えいたします。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計においては、約317億円の決算剰余金が生じておりますが、平成28年度の給付費の確定に伴う精算により国庫負担金や県負担金等の返還等に必要となる約170億円を差し引いた約147億円が実質的な決算剰余金となります。

次に、平成29年度についてでございますが、現段階では、実績データが十分にそろっていないため医療給付費等の推計が困難な状況にあり、剰余金を見込むことはできませんが、通常、1人当たり医療給付費は、1年目より2年目が高くなります。一方、保険料率は変わらないため保険料収入の増額は見込めません。このため、2年目となる平成29年度の財政収支は、平成28年度と比較して悪化するものと考えられます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（白石 雄二） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 2回目の質問を行います。

まず、国が強行した制度改悪についてです。

答弁によりますと、制度実施以来継続されてきた保険料の特例軽減について、今年度は基礎控除後の所得額が58万円以下の被保険者に対する均等割額の5割軽減は、2割軽減となりました。これによって、相当な数の方に影響が出るとお答えになったと思ひ

ます。また、被扶養者であった9割軽減の方々が7割軽減となり、月額467円が1,402円と跳ね上がり、年間で5,604円が16,824円と3倍以上、11,220円の負担増になる。こういう方々も数万人生まれると推定されます。これは許し難いことでもあります。今後更に、均等割額が7割軽減される世帯に実施されている9割と8.5割を7割へと改悪すれば、合計で数十万人の方が保険料を引き上げられることとなります。

また、高額療養費制度については、まさに、この8月分から改悪されました。例えば、年収370万円の世帯においては、外来で、個人ごとに、現在、月額上限44,400円が57,600円と引き上げられる。答弁のとおりであります。また、課税所得145万円未満の方では、外来が、個人ごとに、12,000円が14,000円に、外来と入院を合わせれば、世帯ごとに、44,400円が57,600円に上限が引き上げられる。軒並みの負担増であります。このようなやり方を強行し続ければ、保険料も窓口負担も負担能力の限界を超える事態を増大されることになるとは思います。ご所見を伺います。

次に、保険料に関する問題についてです。

被保険者の保険料負担能力低下については、一部そういう方もおられるという答弁でした。しかし、一部というのは少し不十分だと思います。実態を直視しなければなりません。この間、全世代に及ぶ国民の生活苦を背景に、消費は低迷し、消費税は、2015年度の1兆7,300億円から2016年度は2千億円の減収です。所得税も約2千億円の減収でした。本制度は、75歳以上と65歳以上の障害者で構成されており、年金以外の所得の伸びは元々想定できません。その年金においては、マクロ経済スライドの導入が強行され、基本減り続ける年金となりました。一方では所得が低くても納めなければならない介護保険料は上がり続け、加えて介護保険制度が改悪され、利用料負担も引き上げられ、これまで受けられていた介護サービスを継続して受けようとするならば、全額自己負担となるなど、出費は嵩む一方であります。このような状況において、本県の保険料負担は重すぎるのではないかとと思いますが、ご所見を伺います。

本県の被保険者1人当たりの所得額は、74万2千円であり、都道府県別で見ると、14番目と決して高くありません。一方保険料はどうか。答弁されたとおり、均等割額が56,085円で、全国1位。所得割率は、全国2位であり、合計でも全国6番目と引き続き高い保険料となっております。

先日、私、今年75歳になられた方から御意見をいただきました。保険料の通知を見て驚きました。月に37,200円です。広域連合に問合せをしましたが、間違いありませんでした。介護保険料は、月7,500円。固定資産税を合わせると、一気に保険料と税の負担で、10万円以上出て行く月があります。年金は、月18万円。定年まで働いてその後も社会の役に立てばと介護の資格を取り、今も介護施設で働いています。月10万円くらいの収入です。この仕事を辞めたときを考えると、生活できるのか、ぞ

つとします。病院にはほとんどかからないのに、こんなに高い負担を強いられるのは納得がいかない、というものでありました。

そこでお尋ねしますが、このまま全国ワーストレベルの高い保険料を押し付け続けることは許されないと思いますが、答弁を求めます。

なぜこのような事態になっているのか。引下げのために、やれることさえ、やっていないと言わなければなりません。

今期保険料を決めるときに、後期高齢者医療財政安定化基金の約62億円は、取崩しをしませんでした。これを活用すれば、1人当たり約1万円の引下げが可能になったのです。保険料の上昇抑制には使えるが、引下げには使えないという理由でしたが、これは、私、たびたび指摘しておりますように、禁止されてはおりません。直接、国にも確認済みであります。基金を活用しない頑なな態度が保険料の引下げを不十分なものとどめた原因だと思いますが、認識を伺います。

この制度自体が元々払いたくても払えない方を生み出すゆがんだ制度になっています。その下で、滞納者の状況も答弁していただきましたが、2千人を超える方が正規ではない短期証に切り替えられ、160人の方が差押えをされている。ほとんどが年金、これが年間18万円に届かない方々ですよ。こういうやり方は、所得の低い方々を困難に陥れ、差別するものではありませんか、答弁を求めて、2回目の質問を終わります。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） まず、保険料、窓口負担、共に負担能力の限界を超える事態を増大させることについてのお尋ねでございます。

今回の見直しにおきましては、所得の低い方に係る9割軽減、8.5割軽減の軽減特例の据置きも含め、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定などにより、一定の激変緩和措置が講じられております。

本広域連合といたしましては、制度の持続性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、見直しが行われたものであると認識しております。

次に、保険料負担が重すぎるのではないかとのお尋ねでございます。

先程、申し上げましたとおり、国の制度見直しにおいて、所得の低い方に係る9割軽減、8.5割軽減の軽減特例の据置き、段階的な負担額の設定などにより、一定の激変緩和措置が講じられており、被保険者の負担に一定の配慮がなされた見直しになっていると考えております。

次に、財政安定化基金は、福岡県に設置され、広域連合の給付増のリスクや保険料の徴収リスクによる財政不足等について、広域連合へ資金の貸付や交付を行うことを本来の目的としております。

なお、平成22年度から、当分の間の特例として、保険料率の増加を抑制するために

必要であると県知事が認めた場合にも活用することが可能となっております。

保険料率の増加抑制のための活用は、当分の間の特例として位置付けられており、保険料率の引下げに適用することは想定していないことを福岡県へも確認をいたしました。本広域連合といたしましては、法及び県条例に関わる問題であると認識しております。

次に、短期被保険者証、差押えに関するお尋ねでございます。

短期被保険者証につきましては、国は、保険料の収納対策に関し、滞納初期の段階からきめ細やかな対応、とりわけ滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やすことが重要であるとして、短期被保険者証の交付を繰り返し行うことを求めています。本広域連合といたしましても、滞納の早期解消の取組は重要であると考えており、短期被保険者証を活用して、納付相談の機会の確保に努めるよう市町村にお願いをしております。

また、滞納者に対する差押えは、市町村の収納対策の一環として実施されているものでございますが、広域連合は資産が十分にあるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対する財産の差押えは、被保険者間の負担の公平性の観点から、やむを得ないものであると考えております。

最後に、高い保険料を押し付け続けることは許されないとの御質問でございます。

福岡県は、高齢者の1人当たりの医療費が全国で最も高いため、保険料も高い水準で推移をしております。

このため、本広域連合では、医療費の伸びを抑制するため、「第2期健康長寿医療計画」に基づき、「医療費の適正化」や「健康づくり」に取り組んでまいりました。

平成28年度からは、高額な医療費につながる人工透析、脳卒中、虚血性心疾患などの新規発生を抑制するため、健診結果などからリスクの高い方を抽出し、保健師が訪問指導等を行う生活習慣病の重症化予防事業を始めたところであり、被保険者の健康寿命の延伸を図る観点からも、今後はこうした事業に特に力を入れてまいりたいと考えております。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（白石 雄二） 5番、中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 3回目の質問を行います。

特例軽減と高額療養費制度の大改悪について、やむを得ないとの容認する答弁をされました。今後も順次特例を廃止していく構えの国に対して、本連合がものを言わなければ、どこがものを言うのでしょうか。しかも、高額療養費の上限額上げは、受診抑制にもつながります。戦争という筆舌に尽くしがたい経験をされ、戦後の復興に頑張っていたいただいた世代の方々に対し、お金がかかるから、受診や治療さえ控えざるを得ない、金の切れ目が命の切れ目、そんな事態を生み出しかねない改悪を容認することは断じて許されません。このまま受け入れるのではなく、改悪前に戻すよう国に対し強く求めるとともに、県独自の軽減措置を創設すべきではありませんか。責任ある答弁を求めるとともに、

のであります。

保険料については、適正に設定してきたかのような答弁に終始されました。しかし、医療制度というのは、社会保障の根幹です。国や自治体が責任を負うのが原則です。高齢者に対し、負担の限界を超える高い保険料を押し付け、生活困窮者を増大させ、医療抑制さえ生み出し、払えなければ財産の差押えまで行うというのは本末転倒です。日本国憲法25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、75歳以上方々に、この権利を保障する責務は、あなた方、広域連合と、私たち広域連合議員に課せられているではありませんか。そのことを自覚するべきであります。

したがって、来期の保険料については、剰余金はもちろん、62億円の残高がある財政安定化基金と新たに59億円を積み立てた運営安定化基金の活用など、あらゆる手立てを採り、大幅な引下げを図るとともに、滞納者への無慈悲なペナルティーは止めるべきだと思いますが、責任ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 保険料の軽減措置に関する御質問について、お答えいたします。

国民医療費は、この10年間で27兆円から42兆円と1.3倍になり、団塊世代が全員75歳になる2025年には61兆8千億円にもなる見込みです。そのような中で、すべての方が安心して医療が受けられる社会を維持するため、今回の保険料軽減特例制度の見直しが行われたと考えております。

見直しの内容につきましては、据置きも含め、対象範囲の絞り込みや段階的な負担額の設定などにより、一定の激変緩和措置が講じられております。

本広域連合といたしましては、被保険者間の負担の公平性や、制度の持続可能性の確保を図る観点から、受け入れざるを得ないと考えております。

次に、県独自の軽減措置についてでございますが、国の軽減制度に加え、本広域連合では、災害等により保険料の納付や医療機関での窓口負担が困難となった方に対しては、本広域連合の条例・規則において保険料や一部負担金の減免制度等を設けております。

これらの制度に加えて独自の制度を設けることにつきましては、新たにその財源を保険料や構成市町村の一般財源からの拠出に求めることになることから、極めて困難であると考えております。

○広域連合長（井上 澄和） 議長。

○議長（白石 雄二） 井上広域連合長。

○広域連合長（井上 澄和） 広域連合長の井上でございます。来期の保険料に関する御質問にお答えします。

福岡県では、高齢者の1人当たりの医療費が全国で最も高くなっているため、制度の仕組み上、保険料も高く設定せざるを得ないという厳しい状況にあります。

こうした中、本広域連合は、被保険者の急激な負担増を回避するため、財政安定化基金や剰余金を活用して保険料の増加抑制に努めてまいりました。

来期の保険料率の算定に当たりましても、被保険者数や医療給付費の動向を十分に勘案するとともに、被保険者の負担にも配慮しつつ、適切な保険料の設定に努めてまいります。

次に、「ペナルティー」についてでございますが、これまでの答弁にもございましたとおり、短期被保険者証につきましても、滞納者と接触し、納付相談の機会を確保するため、国の指導に基づき、活用しているものでございます。

また、差押えにつきましても、負担能力が十分にあるにもかかわらず、納付に応じない滞納者を放置することは、被保険者間の負担の公平性の観点から適当ではないと考えております。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（白石 雄二） 3番 村上 さとこ 議員。

○3番（村上 さとこ） 皆様、こんにちは。北九州市議会議員の村上 さとこ でございます。まず冒頭に、この度の九州北部豪雨でお亡くなりになった皆様に哀悼の意を捧げるとともに、被災されたすべての皆様にお見舞い申し上げます。

私、昨日も、朝倉の方にボランティアに行つてまいりましたが、避難所を回りましたが、未だ600人近くの避難者の方がおられます。その中には、後期高齢者医療の被保険者の方々も多くおられます。私の住みます北九州市でも住宅が一部倒壊しまして、市営住宅に移られた方もいらっしゃいます。ご高齢で、後期高齢者医療の被保険者の方です。この復興には大変長い時間がかかります。各自治体でも様々な施策がなされていると思いますが、是非広域連合におかれましても避難者の皆様に一層のご配慮を賜りますよう心よりお願い申し上げます。質問に移ります。

一般質問表の方に配つてございます、私の質問、大きな柱で2点ございます。

まず第一に「広域連合と地域医療構想の連携と課題について」質問をさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合は、高齢者の健康を財源の側から支えるための重要な仕組みです。また、一方、高齢者医療を供給側から支えるのが、地域医療計画であり高齢者保健福祉計画であります。

本年3月に、福岡県地域医療構想が策定、公表されました。その中で、県内の入院医療について、高度急性期医療、急性期医療、回復期医療、慢性期医療のベッド数と在宅医療の受け皿を、各医療圏域ごとに、将来的に調整していくことが示されています。

また、今回の福岡県地域医療構想を踏まえて、福岡県の次期「地域医療計画」と次期「高齢者保健福祉計画」が現在策定中ということです。

来年度、2018年は、様々な制度改正がなされます。国民健康保険の財政都道府県単位化、医療費適正化計画の実施、診療報酬・介護報酬の同時改訂、これらは、厚生労

働省では惑星直列と呼ばれるように、高齢者の医療と介護に重大な影響を与えることが予想されます。

地域医療構想では急性期を減らし、回復期を増やす医療圏域が多いようですが、地域医療の実情を踏まえずにベッド数を削減し、在宅医療が十分に機能しないことも懸念されています。そこでお尋ねいたします。

今回の地域医療構想は、広域連合の財政運営に、どのような影響を与えると予想されるのでしょうか。また、地域医療構想の実施が、真に高齢者医療の充実につながるようにするため、広域連合の側から、どのような手立てが必要とお考えか、見解をお伺いいたします。

次に、第二の柱、「基金運用状況について」ということで、質問させていただきます。

こちらは、平成28年運営安定化基金の運用状況と今後の見通しということで書いてありますが、基金の運用がこれからということですので、この先のことに絞って質問させていただきます。

後期高齢者医療広域連合の運営安定化基金について、現在、運用を検討しているとのことですが、課題も多いと予想されます。そこでお尋ねいたします。

他県においては、現在、どのような運用をしている、又はしようとしているのでしょうか。この福岡県にとって参考になる例があれば、具体的に教えてください。

また、基金の運用では、公金を扱う以上、リスク回避が前提ですが、リスクがある運用は避けて、定期預金を中心にした利息収入を基本とすべきという意見がある一方で、リスクを採って、積極的に運用し、利益を生み出すべきという意見もあります。広域連合において、基金運用とリスクに対してのお考えをお聞かせください。

運用先は、様々だと、例えば、郵便局、銀行、証券、保険会社などが想定されますが、具体的な機関を想定されていたら、その点も教えてください。

また、もし運用によって元金が目減りした場合、責任の所在はどこに発生するのか教え願えれば幸いです。

以上、私の第1質問とさせていただきます。

○事務局次長（末若 明） 議長。

○議長（白石 雄二） 末若事務局次長。

○事務局次長（末若 明） 事務局次長の末若でございます。私からは、地域医療構想に関する御質問にお答えをいたします。

平成37年には、団塊の世代の方々がすべて75歳以上となり、高齢化の進展に伴い疾病構造も変化してまいりますと共に、医療や介護を必要とする方が益々増加すると見込まれております。

このような状況の中で、医療・介護の提供体制を構築していくため、平成26年に医療介護総合確保推進法が制定されまして、都道府県に医療計画の一部として「地域医療構想」の策定が義務付けられました。

「地域医療構想」には、平成37年における医療需要と病床の必要量の推計に基づく、あるべき医療提供体制の姿とともに、その実現に必要な施策が示されておりますが、それらの施策を推進した場合の医療保険制度への影響、例えば、医療費がどのように変化していくのかといった点などについては、一切触れられておりません。

従いまして、「地域医療構想」に示された施策の推進による広域連合の財政運営への影響につきまして、予測することは困難であると考えております。

また、「地域医療構想」は、病床の削減を目的とするものではございませんで、地域医療の実情に応じまして、住民が良質な医療サービスを受けられる体制を構築することを目的としたものでございます。構想において示されております施策が着実に推進されなければならないと考えております。

都道府県は、「地域医療構想」の策定及び推進に当たり、本広域連合も参加している保険者協議会や医療保険者から意見を聴取することとされております。

本広域連合といたしましては、保険者協議会などを通じまして、構想の確実な実現や在宅医療の充実などにつきまして、福岡県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 事務局長の八尋でございます。私からは、本広域連合の運営安定化基金の運用状況についてお答えをいたします。

まず、他県の状況についてでございますが、九州内では、福岡県を含め5団体が基金を設置しており、そのすべてが地方銀行等において譲渡性預金及び大口定期預金での運用を行っております。

現在、基金につきましては、高い運用益を得るため、金利入札により運用先を決定しており、地場金融機関にて運用しております。

基金の運用につきましては、地方自治法第241条第2項に「確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されており、また、福岡県後期高齢者医療広域連合公金運用指針においても、「安全性」、「流動性」、「効率性」の基本方針に基づき、運用商品を定期預金、譲渡性預金、国債などに限定していることから、株式等での運用は、行っておりません。

基金につきましては、これまでご説明いたしましたとおり、「安全性」、「流動性」、「効率性」に留意して運用いたしております。

現在は、国債等での運用は現実的でないと考えており、定期預金及び譲渡性預金に限定して運用を行っているため、元金が目減りすることも、手数料が発生することもございません。今後とも、公金運用指針に基づき、国の金融施策の動向にも留意し、安全で効率的な運用を行ってまいります。以上です。

○3番（村上 さとこ） はい。

○議長（白石 雄二） 3番 村上 さとこ 議員。

○3番（村上 さとこ） 広域連合の役割の一つに、被保険者の命と健康を守っていくという大きな役割があると思います。これからの国の施策が県にも色々降りてくる訳ですけれども、これが医療の質の低下などを招いてはいけないと考えています。是非、広域連合側からも県に対しての要望はもちろんですけれども、国に対して、様々な要望を行っていただきたいと思うのですが、例えば、広域連合から国に対して、医療費を増やせなどという要望書を出すようなことは検討されているのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

また、基金の方についてなのですが、例えば宗像市などでは、かなり国債を中心に基金を運用して、基金運用益も年間で6億円ぐらい出ているということで、情報が出ておりますが、このようなことは、今後に渡ってもやはり検討はされないということでしょうか。

以上、2点でお願いいたします。

○事務局次長（末若 明） はい。

○議長（白石 雄二） 末若事務局次長。

○事務局次長（末若 明） すみません。1点だけ確認させていただいてもよろしいでしょうか。国に対する要望ということでございますが、医療費を増やせとおっしゃいましたが、国庫負担を増やせということでしょうか。

○3番（村上 さとこ） はい、そうです。大変失礼いたしました。

○事務局次長（末若 明） これまでも、いろんな制度の改善等におきまして、全国47の広域連合の協議会というのがございまして、この場を通じまして、厚生労働省の方へは要望活動をだいたい年2回ほど行っております。この中で、被保険者はもとより、いわゆる現役世代の方々の負担も増え続けるということもございまして、国庫負担、定率負担という部分でございまして、こういう所を増やしていただきたいという、こういった要望を行っております。以上でございます。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 国債の活用はできないだろうかというお話だったと思います。今現在、日本銀行による金融緩和策等によって、長期金利はマイナス金利です。基金の目的からしても、購入できる国債としては、政府短期証券となっておりますが、現在発行されている商品の金利は、マイナスであり、本広域連合として、元金が回収できない運用は、安全性・効率性の観点からも購入すべきではないと考えております。以上です。

○3番（村上 さとこ） はい。

○議長（白石 雄二） 3番 村上さとこ議員。

○3番（村上 さとこ） はい。国への要望ということでお答えいただきまして、あり

がとうございます。今後も、是非、国へ強く要望していただきたい。被保険者の命と健康を守るという観点から、十分な医療費を確保できるように、是非、広域連合でも動いて行っていただきたいと思います。

基金の方については、分かりましたが、ここで、基金は、被保険者のために、今後どのように使われていくようになるのでしょうか。その点一つお伺いいたします。

○事務局長（八尋 一成） はい。

○議長（白石 雄二） 八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 運営安定化基金条例に、2点ほど処分方法について、決まっております。一点が、保険料を財源として広域連合が行う後期高齢者医療に係る保険給付のための財源に充てるときと、もう一点が、2年間の特定期間における保険料率の調整を図るためにその財源を充てるとき、という2点、後は特別な場合ということで、条例上規定をしております。以上です。

○議長（白石 雄二） 通告のございました質問は以上でありますので、これにて「一般質問」を終わります。

■日程第9 専決処分の報告及び議会に承認を求めることについて

承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（白石 雄二） 次に、日程第9 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて、承認第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」及び承認第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について、その説明を求めます。

八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 承認第3号をご説明させていただきます。

議案書「専決処分関係」の1ページをお願いいたします。

承認第3号は、福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、地方自治法の規定により、専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことから、本条例においても、所要の改正を行ったものでございます。

同法の施行日が平成29年5月30日であることから、議会を招集する時間的余裕が

なかったため、専決処分したものでございます。

2ページは、専決処分書でございます。平成29年5月26日付けで専決処分させていただいております。3ページから5ページまでは、条例改正文及び新旧対照表でございます。なお、施行日は、平成29年5月30日でございます。

続きまして、承認第4号をご説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

承認第4号につきましても、前号と同様に地方自治法の規定により福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、専決処分いたしましたので、承認を求めるとでございます。

その理由でございますが、児童福祉法の一部改正による「養子縁組里親」の法定化及び人事院規則が一部改正されたことから、本条例においても、所要の改正を行ったものでございます。

同法等が既に施行されていたことから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

7ページは、専決処分書でございます。平成29年5月26日付けで専決処分させていただいております。8ページから10ページは、条例改正文及び新旧対照表でございます。なお、施行日は平成29年5月26日でございます。

以上、承認第3号及び承認第4号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（白石 雄二） 承認第3号及び承認第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり。）

異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

■日程第10 議案第5号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算

■日程第11 議案第6号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（白石 雄二） 次に、日程第10 議案第5号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び日程第11 議案第6号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） それでは、議案第5号と議案第6号を併せてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊議案書「平成28年度一般会計決算書、後期高齢者医療特別会計決算書」をお願いいたします。

まず始めに、議案第5号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、併せて同条第5項の規定により平成28年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

内容についてご説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、予算現額4億5,487万4千円に対し、収入済額4億8,870万6,304円となっております。

次に歳出でございますが、支出済額は4億1,632万8,023円となっております。収入済額と支出済額との比較、7,237万8,281円は、翌年度へ繰越すものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」の収入済額3億2,128万6千円は、市町村からの事務費負担金でございます。

6款「繰入金」の収入済額6,139万3,498円は、財政調整基金からの繰入金等でございます。

7款「繰越金」の収入済額1億498万8,005円は、前年度決算剰余金でございます。

次に、歳出につきましては、15ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

す。15ページをお願いいたします。

1款1項1目「議会費」の支出済額66万2,152円は、広域連合議員の報酬及び議会開催のための会場使用料等が主なものでございます。

2款「総務費」1項1目「一般管理費」の支出済額4億1,556万4,631円の主なものについてご説明いたします。

備考欄1番目に記載しております職員給与関係費として、2億9,070万6,927円を支出しております。

4番目に記載しております財務・会計・財産管理関係費の主なものは、広域連合事務室の賃借料等で2,263万7,438円を支出しております。

5番目の広報関係費では、コールセンター運営委託料等として2,600万9,657円を支出しております。

6番目の基金関係費5,946万9,791円は、財政調整基金より発生しました利子及び一般会計の決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てたものでございます。

次に、2款2項1目「選挙管理委員会費」の支出済額2万6,960円は、選挙管理委員への報酬及び費用弁償でございます。

同じく3項1目「監査委員費」の支出済額7万4,280円は、監査委員への報酬及び費用弁償でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

これらは、実質収支に関する調書でございます。歳入総額4億8,870万6千円に対し、歳出総額4億1,632万8千円であり、差し引き額7,237万8千円は翌年度への繰越しとなっております。

続きまして、議案第6号平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、同じく決算書の22ページをお願いいたします。

この議案は、地方自治法の規定により、平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、併せて主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

歳入でございますが、予算現額7,359億5,313万1千円に対し、収入済額は7,442億6,569万5,052円となっております。

次に歳出でございますが、支出済額は7,124億9,855万5,584円となっておりまして、収入済額と支出済額との比較、317億6,713万9,468円は、翌年度へ繰り越すものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」の収入済額1,206億3,169万5,323円は、市

町村からの保険料、療養給付費、事務費の負担金でございます。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」、1,786億3,953万3,610円は、療養給付費及び高額医療費の国の負担分でございます。同じく2項「国庫補助金」の収入済額675億904万7,189円は、国の調整交付金が主なものでございます。

3款1項「県負担金」の収入済額600億6,792万4,505円は、療養給付費と高額医療費の県の負担分でございます。

5款「支払基金交付金」の収入済額2,838億2,867万6,616円は、現役世代からの支援金でございます。

10款「繰越金」の収入済額323億4,958万7,125円は、前年度決算剰余金でございます。

11款「諸収入」10億6,443万2,267円のうち、主なものは、3項「雑入」の第三者行為による納付金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。35ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。35ページをお願いいたします。

1款1項1目「一般管理費」の支出済額は、108億7,543万810円でございます。

主な経費といたしましては、備考欄の1番上に記載しております被保険者の健康づくり等に関する市町村補助金関係費として8,583万5,131円、2番目に記載しておりますレセプト点検関係費として2億7,204万6,777円、6番目に記載しておりますその他保険給付関係費として99億748万1,833円、9番目の電算関係費として2億7,156万2,990円を支出しております。

次に2款「保険給付費」でございますが、これは保険者として病院等に支払う医療給付費等ございまして、6,950億7,383万3,024円を支出しており、特別会計決算額の約97.6%を占めております。その内訳は、35ページから38ページに記載しておりますように、1項「療養諸費」として6,875億2,371万1,091円、37ページ、38ページでございますが、2項「高額療養費」として64億7,303万1,933円を、3項「その他医療給付費」として10億7,709万円を支出しております。

次に37ページ下段の5款「保健事業費」の支出済額3億2,988万9,216円は、健康診査実施に要する経費でございます。

次に39ページ下段の10款「基金積立金」59億7,574万5,046円は、平成28年度において制度の円滑な運営に資することを目的に創設した「福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」への積立金でございます。

次に、41ページをお願いいたします。これは、実質収支に関する調書ございまして、歳入総額7,442億6,569万5千円に対して、歳出総額7,124億9,855万6千円であり、差し引き額317億6,713万9千円は翌年度への繰越しとな

っております。

以上、議案第5号と議案第6号についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（白石 雄二） 次に、監査委員から報告を求めます。

阿部監査委員。

○監査委員（阿部 澄男） 監査委員の阿部でございます。監査報告を行います。

去る7月4日に、平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を実施いたしました。

監査に当たりましては、毎月、出納状況について検査を実施しますとともに、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と併せて関係職員から内容を聴取しました。

監査の結果、平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書をご参照いただきたいと思います。

なお、今後も、被保険者数や保険給付費の増嵩が見込まれる中、広域連合においては、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう健全な財政運営や効率的な組織管理を通じ、制度の適切な運営に努められることを要望し、監査報告といたします。

以上でございます。

○議長（白石 雄二） まず、議案第5号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

5番 中山 郁美 議員。

○5番（中山 郁美） 私は、議案第5号一般会計歳入歳出決算のうち、広報関係費について、質疑を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を対象とする制度であり、保険料の仕組みや制度そのものについての広報は、インターネットなどと合わせ、パンフレットなどの紙媒体が、他の世代以上に重要になることは、否定できないと思います。したがって、その内容や配付方法は、十分に検討する必要があります。そこで、一般会計決算中、パンフレット作成に関する経費は、いくらなのか答弁を求めます。

併せて、内容の決定の手順について説明を求めます。

今年のパンフレット「後期高齢者医療制度のお知らせ」を広域連合のホームページからプリントして、見せていただきました。対象者、保険料のしくみ、健康診査の実施など、幅広く説明してあります。そして最後のページには、県内の後期高齢者医療費という記載があり、福岡県の後期高齢者医療費は、1人当たり約118万円になり、13年連続、全国で最も高くなっていることが示され、最も低い新潟県の約1.6倍となっていることが、赤文字で強調されております。そして、医療費の伸びを適正にしていくことが、皆さんの保険料の軽減につながります、とされています。これは、現在の福岡県の医療費は適正ではないということを言っていることにほかなりません。そこで、福岡県の医療費が高い要因をどのように捉えているか、認識を伺います。併せて、福岡県の後期高齢者は、必要のない受診が多いと判断しておられるのか、もしそうならば、根拠は何なのかお示しいただきたいと思えます。以上で、1回目を終わり、2回目以降は自席にて行います。

○事務局長（末若 明） 議長。

○議長（白石 雄二） 末若事務局長次長。

○事務局長（末若 明） 中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、一般会計決算、広報関係費のうち、パンフレットに係る経費につきましては、市町村窓口配布用に作成をしております「後期高齢者医療制度のお知らせ」に係る印刷製本費といたしまして、63万7,718円を支出しております。

パンフレットの内容を決めるに当たりましては、前年度において作成いたしました内容をベースといたしまして、新たな制度改正などの変更点を確認し、反映させるという手順を踏んでおります。

次に、1人当たりの医療費が最も高いという点につきましては、福岡県では入院医療費が全国平均を大幅に上回っておりまして、医療費全体を押し上げております。その要因といたしましては、人口当たりの病床数が多いため、入院しやすい環境となっていること、高齢者単身世帯が多く、家庭における看護力や介護力が弱いと考えられること、脳梗塞やガンなど、入院期間が長期に及ぶ疾病の受診率が高いこと、などが挙げられます。

最後に、必要のない受診につきましては、本広域連合においてそのような受診が多いとの認識はございません。以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（白石 雄二） 5番、中山郁美議員。

○5番（中山 郁美） 2回目を行います。

パンフレットについてですが、こういう形で、医療制度のお知らせということで作っております。それと別に、また「後期高齢者医療制度のしおり」という、こういうものも発行しておられます。これは、大事な広報手段だと認識をしております。そこで、具

体的な内容についてですけれども、医療費が高いなどの記載については、不適切な受診が多いという認識はしていないというふうにおっしゃいました。しかし、実際の記載はですね、まあ医療費が高いんですよと、ちょっと皆さん良く考えてくださいね、とこういう記載になっている訳です。如何なものかと思うんですね。高齢者の方がわざわざ必要のない医療を受けに行かれることはまずないと思います。必要だから受診する、治療に通う。病院に行くことさえ大変な作業ですから、ほとんどの方はできれば行かないで良いようにしたいと願っておられるのだと思います。さすがに、今答弁されたようにですね、不適切とは言えない訳ですけれども、そうであるならば、このパンフレットの記載の仕方を改めるべきだというふうに思うんです。これに関連しますが、もう一つ、医療機関への上手なかかり方という記載がこのパンフレットの最後にございます。これを見ていて、驚いたものがありました。「休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際は、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。」というものです。本人や周りが救急医療機関にでもかかりたいと考える時点で、それは急いで受診する必要があるのだと思うんですね。大したことはないならば、休日や夜間に病院に行こうとは思わないんですよ。緊急性があると思うから救急を求めるわけです。こういう人達に、平日まで我慢せよ、かかりつけ医以外の重複受診をするなど言わんばかりのこの記載は、必要な受診さえ妨げかねず不適切ではないかと思いますが、ご所見を伺います。

内容については、もっと必要な記載があるのではないのでしょうか。例えば、今日、後期高齢者の生活困窮は広がる中、被保険者においても生活保護基準以下の生活水準の方が多数おられることは、明らかです。特に、保険料を滞納しておられる方などは、その可能性は高いと考えられます。このパンフレットの中に、このような方は、生活保護の申請が可能ですなどの記載で、地域の福祉事務所を紹介することは可能ではないでしょうか。また、かねてから私が求めております無料低額診療については、コールセンターに問合せがあれば説明しますというふうに、一歩前向きな答弁をいただいていますけれども、こんな待ちの姿勢では駄目だと思います。そんなに沢山のスペースは必要なく、基本的な制度説明と関係医療機関を紹介するだけでも、全然違うと思います。したがって、医療費抑制に多くのスペースを割いている状況を改め、生活保護制度や無料低額診療等について紹介する記載こそ行うべきではないかと思いますが、答弁を求めて、2回目を終わります。

○事務局長（末若 明） はい。

○議長（白石 雄二） 末若事務局次長。

○事務局長（末若 明） パンフレットの記載に関しまして、まずは、「休日・夜間受診」に関する記載についてでございますが、これにつきましては、急を要しない場合の安易な時間外の受診は、控えていただきたいということで、記載させていただいておりました、必要な受診を妨げるような意図はございません。

次に、生活保護制度などの紹介、こういう制度を紹介すべきではないかとの御質問でございます。本広域連合では、保険料の納付に限らず、お困りの際は速やかに市町村の窓口などに御相談いただきたいと考えております。医療費のお支払いにお困りの方につきましては、利用が可能であれば、先ほど議員の方から発言がございました、これは極少数の医療機関で実施しているものでございますが、無料低額診療についても、御案内ができます。また、生活自体が困窮されていると思われる場合には、生活保護の窓口へつなぐといった対応も可能となっております。

こうしたことから、お困りの際には、早めに御相談いただきたいということで、パンフレットやホームページでその旨を引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（中山 郁美） 議長。

○議長（白石 雄二） 5番、中山郁美議員。

○5番（中山 郁美） パンフレットの記載については、医療費抑制など、そういう意図はないと、救急の場合は受けていただいて構わないとおっしゃいましたが、そのように読み取れないんですよ。そういう意図ならば、きちんとこれは記載を改めるべきだと思います。

この制度は、発足当初から多くの問題を抱えており、当事者からは、年寄り早く死ぬということかなど怒りの声が渦巻いております。年寄りは病院に行くな、医療費を節約せよ、と言わんばかりの記載は、駄目だと思います。そして、広域連合も行政機関ですから、職員の皆さんは、日本国憲法に基づいて仕事をしていただかなければなりません。憲法25条の生存権、14条、平等権などを踏まえるならば、後期高齢者に対して、その生存と健康を守るための情報を適切に提供すべき役割があります。窓口で聞いて貰ったら答えますよというのではなくて、文字に起こして、積極的にこれを進んでですね、情報提供するという姿勢を持っていただきたい。これを強く要望したいと思うんです。保険料や公費を使って行う広報活動は、被保険者が求めているもの、役に立つものに改善すべきです。したがって、次年度に向けて、パンフレットやホームページの記載について、私が提案させていただいたことを含む、抜本的な改善を図っていただきたいと思いますが、最後に答弁を求めて、私の質疑を終わります。

○事務局長（末若 明） 議長。

○議長（白石 雄二） 末若事務局長。

○事務局長（末若 明） 本広域連合の広報手段といたしましては、御質問にございました「後期高齢者医療制度のお知らせ」、「後期高齢者医療制度のしおり」、それからホームページなどがございます。

「後期高齢者医療制度のしおり」につきましては、平成28年度より、ポケット判に改訂をいたしまして、被保険者に分かり易く、また、手に取り易いよう改善を行ったところでございます。

ホームページにつきましては、市町村の御意見もいただきながら全面的に見直し、去る7月12日にリニューアルを行ったところでございます。内容はもとより、利用者が主に高齢の方であるという点を踏まえまして、音声読み上げ、ふりがな機能、背景色を変更可能とするなどの操作性にも配慮いたしました。

本広域連合といたしましては、被保険者にとりまして、より一層使い易く、また、分かり易い内容となるよう、更に、只今の議員の御指摘も踏まえまして、誤解を招くものとならないよう留意しつつ、パンフレットやホームページの改善に、今後とも取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（白石 雄二） 通告のございました質疑は、以上です。これにて「質疑」を終わります。

議案第5号について、討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第5号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第6号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり。）

異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり認定されました。

■日程第12 議案第7号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

○議長（白石 雄二） 次に、日程第12 議案第7号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八尋事務局長。

○事務局長（八尋 一成） 議案第7号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書「特別会計補正予算書」の1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、5,208万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、7,411億2,334万5千円とするものでございます。

説明の都合上、歳出の方から説明いたします。

3ページをお願いいたします。

1款1項「総務管理費」を5,208万3千円増額いたします。これは、保険料軽減特例及び高額療養費制度の見直しに係る周知に要する経費でございます。

次に、歳入でございます。2ページをご覧ください。

2款2項「国庫補助金」を5,208万3千円増額いたします。これは、歳出で説明いたしました周知に要する経費が後日、国の特別調整交付金として交付されることから、歳出額と同額を増額するものでございます。

なお詳細については、7ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第7号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（白石 雄二） 議案第7号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第7号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり。）

異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。ご着席ください。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第13 同意第1号 副広域連合長の選任について

○議長（白石 雄二） 次に、日程第13 同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上広域連合長。

○**広域連合長（井上 澄和）** 同意第1号について、ご説明申し上げます。

議案書「人事案件関係」の1ページをご覧ください。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

永原 譲二氏は、現、大任町長であり、また、福岡県町村会の会長でもございます。副広域連合長として、適任者と存じます。

何卒、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（白石 雄二）** 同意第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第121条の規定により、永原 譲二 副広域連合長の出席を求め、ご挨拶をお願いしたいいたします。

○**副広域連合長（永原 譲二）** ただいま副広域連合長として選任の同意を賜りました大任町長の永原でございます。

福岡県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長を仰せつかり、その職責を十分に果たすことができますように務め、しっかり頑張ってまいりたいと思います。

特に本広域連合の円滑な運営と、そして被保険者の皆様方が安心して受けられる医療サービスの充実化に向けて、井上広域連合長としっかり協力し、また、本広域連合の構成者である県内の60市町村の皆様方と共に連携を図って進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたしたいと思います。

議員の各位におかれましては、何卒、ご指導・ご鞭撻を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。副広域連合長の就任のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

■日程第14 同意第2号 監査委員の選任について

○**議長（白石 雄二）** 次に、日程第14 同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上広域連合長。

○**広域連合長（井上 澄和）** 同意第2号について、ご説明申し上げます。

議案書「人事案件関係」の2ページをご覧ください。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政経営に

関し優れた識見を有する者」の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

谷口 一馬 氏は、現、古賀市監査委員でございます。監査委員として、適任者と存じます。

何卒、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白石 雄二） 同意第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

■日程第14 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（白石 雄二） 次に、日程第14 同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上広域連合長。

○広域連合長（井上 澄和） 同意第3号について、ご説明申し上げます。

議案書「人事案件関係」の3ページをご覧ください。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち広域連合議員から選任する者について、議会の同意を求めるものでございます。

田頭 喜久己 議員は、現、筑前町長であり、監査委員として、適任者と存じます。

何卒、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白石 雄二） 同意第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- | | | |
|--------|--------|--------------------------------------|
| ■日程第15 | 請願第7号 | 「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書 |
| | 請願第8号 | 「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書 |
| | 請願第9号 | 後期高齢者医療制度に関する請願 |
| | 請願第10号 | 「高齢者の実態を反映する後期高齢者医療広域連合議会の運営を求める」請願書 |

請願第 1 1 号 「後期高齢者医療制度の改善を求める」請願書

請願第 1 2 号 後期高齢者医療制度の保険料を軽減し、高齢者の命と
くらしを守る制度の見直しを求めます

○議長（白石 雄二） 次に、日程第 1 5 請願第 7 号「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書から請願第 1 2 号「後期高齢者医療制度の保険料を軽減し、高齢者の命とくらしを守る制度の見直しを求めます」までを議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

3 番 村上 さとこ 議員。

○3 番（村上 さとこ） お手元でございます、請願の第 7 号と第 8 号、同じものですが、こちらをご覧いただきたいと思います。本日は、請願人であります福岡県社会保障推進協議会の関係者の方も多数傍聴にお見えになっておられます。是非しっかりと耳を傾けていただきたくお願い申し上げます。

「後期高齢者医療制度の保険料軽減及び滞納者への制裁中止を求める」請願書でございます。まずは、請願項目の方から、8 点、読み上げます。

- (1) 矛盾と問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止し、以前の老人保健制度に戻すよう国に求めること。
- (2) 後期高齢者医療保険料の「特例軽減措置」の継続を国に強く求めること。
- (3) 保険料滞納者への差押えなどの制裁措置は直ちに中止すること。
- (4) 「保険料や医療費が払えず困った方の相談窓口」設置を記載し、高齢者の手遅れ死亡などが発生しないように対策を講じること。
- (5) 60 億円の財政安定化基金を活用し、後期高齢者医療保険料を引き下げること。
- (6) 保険料滞納者に対する福岡県の短期証の発行率は極めて高い、機械的な発行はやめること。
- (7) 高齢者の健診（歯科含む）事業の拡大など、高齢者の生活の質向上にむけ、広域連合議会の役割を發揮すること。
- (8) 高齢者の生活実態が反映された後期高齢者制度とするため、活発な議論とともに役割を果たすこと。

請願項目は、以上 8 点でございます。この趣旨についてご説明させていただきます。

高い保険料のもと、払えなかった人への差押えが、被保険者の生活破綻、生活崩壊につながることは本末転倒です。命と健康を守るのが医療保険制度であり、是非この趣旨に立って、広域連合には、この請願の内容を検討していただきたいと思います。請願の趣旨を読み上げます。

後期高齢者医療制度の保険料が平成 2 8 年度 4 月から改定され、全国平均で年 6 7, 9 0 8 円、福岡県は 7 6, 5 1 2 円となりました。保険料は所得などによって異なりますが、年金額が切り下げられ、保険料や負担金の支払いが困難で必要な医療や介護を受

けられない高齢者が増加しています。

今年3月の生活保護世帯は163万5,393世帯、3か月ぶりに過去最高を更新しました。世帯別では高齢者単身世帯が46.0%を占めています。福岡県でも65歳以上の高齢者は50,465世帯と高い水準です。

2015年の一人暮らし高齢者は、約600万人、その半数である約300万人が、生活保護水準以下の年金収入しかありません。しかし、生活保護を受給している高齢者は、そのうちの約70万人程度。残った約230万人の高齢者は、保護水準であるにもかかわらず、生活保護を受けずに暮らしています。内閣府「平成22年版男女共同参画白書」では、65歳以上の相対的貧困率は22.0%、単身高齢男性のみの世帯だと38.3%、単身高齢女性のみの世帯だと52.3%となっています。

高すぎる後期高齢者保険料が払えず滞納する方は増加し、平成28年6月の速報値では、全国平均の1.42%に対し、福岡県は10,712人と高く、更に短期被保険者証の交付者2,600人(0.41%)で、全国平均0.15%を大きく上回り全国一を保っています。

更に保険料「滞納者」に対する預貯金などの差押えが激増していることも重大です。差し押さえられた高齢者は約4,600人。4年前の2.5倍以上です。後期高齢者医療制度の保険料徴収は年金からの天引きが原則です。しかし、無年金者や年金受給額が年間18万円以下の人などは年金天引きをせず、現金で支払う「普通徴収」となります。75歳を超えた人たちの生活実態を無視した、非情な差押えは許されません。福岡県でも差押えが増加しています。

このような中で、保険料軽減の特例措置が今年度から段階的廃止となり、8月の年金から引き上げられた保険料が引き落とされます。相次ぐ高齢者の負担増は既に限界を超えています。病気や介護をきっかけにして矛盾は一層深まり、更に社会問題へとつながっていきます。

「国が定めたことだから」、「制度は定着した」として、高齢者に制度を押し付けるのではなくて、高齢者の実態や声を反映する広域連合議会として役割を果たしていただくことを切望いたします。

正義ある税の再分配が求められております。被保険者の負担の公平性ということを訴えられておりますが、出せる人は出せますが、出せない人は、どこを叩いてもお金は出せません。個々の事情に立った制度の改定を強く要望いたします。以上です。補足は中山議員の方からもしていただきたいと思っております。

○議長(白石 雄二) 同じく紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

5番 中山 郁美 議員。

○5番(中山 郁美) ただ今、村上議員から請願第7号及び第8号についてご説明いただきました。私も紹介議員になっておりますので、是非採択方をお願いしたいというふうに思います。

請願第9号につきまして、説明します。この請願は、福岡・佐賀民医連共同組織連絡会、大鶴会長より提出されております。

「後期高齢者医療制度に関する請願」でございまして、国が進める「年金引下げ」、「医療費負担増」の中で、高齢者の生活が大変厳しいものとなっていることを指摘したうえで、とりわけ、2017年度から保険料軽減の特別措置が段階的に廃止されることになったことについて、保険料負担が高齢者の生活にのしかかるということを指摘してあります。疾病のリスクが高い高齢者を、国民全体で支えるのではなく、国民健康保険から切り離す後期高齢者医療制度は、疾病の自己責任論に基づく、極めて不当な制度であることは明らかだと述べられております。そのうえで、請願項目は、後期高齢者の実態調査と公表を行うこと、後期高齢者医療制度の保険料の引下げを行うこと、保険料軽減の県独自の減免制度を検討すること、後期高齢者に関わる専用の相談窓口を設置することを求めているものでございます。

続きまして、請願第10号です。この請願は、福岡県高齢期運動連絡会、古谷代表からの請願でございまして、「高齢者の実態を反映する後期高齢者医療広域連合議会の運営を求める」請願書でございまして。

2015年の一人暮らし高齢者は、約600万人、そしてその半数である約300万人が生活保護水準以下の年金収入しかないことが述べられており、生活保護を受給している高齢者は、そのうちの約70万人程度である。そして、内閣府が行った「平成22年版男女共同参画白書」では、65歳以上の相対的貧困率が22.0%と示されるなどの実態が書かれております。そのような中、後期高齢者保険料が払えず滞納する方の増加の問題を指摘したうえで、払えない方から預貯金などの差押えが行われていることを厳しく批判されております。そこで、本広域連合議会として、しっかり役割を果たしてくださいということが切望され、請願項目については、矛盾と問題だらけの本制度は廃止して、元の老人保健制度に戻すこと、広域連合議会の役割を発揮すること、そして高齢者の生活実態を反映した医療制度とすることという3点が述べられております。

続きまして、請願第11号でございまして。これは、ただ今の第10号と重なるところも多ございますが、全日本年金者組合福岡県本部、古谷委員長からの提出でございまして。「後期高齢者医療制度の改善を求める」請願でございまして、年金受給者の生活実態を無視して、毎年のように年金が引き下げられ、後期高齢者医療保険料の支払いと医療や介護の負担が、更に生活の困難に追い打ちをかけているということが述べられておりますし、「国が定めたことだから」、「制度は定着した」などとして、高齢者に制度を押し付けるのはやめて、広域連合議会として、しっかり役割を果たしていただきたいということが述べられております。請願項目は、4項目、元の老人保健制度に戻すこと、「特例軽減措置」の継続を国に強く求めること、60億円の財政安定化基金を活用して保険料を引き下げること、広域連合議会の活発な議論で役割を発揮すること、そして本連合議会で、当事者の陳述を認めることということも触れられております。

最後に、請願第12号です。この請願は、新日本婦人の会福岡県本部、三輪会長から提出されております。「後期高齢者医療制度の保険料を軽減し、高齢者の命と暮らしを守る制度の見直しを求める」というものであります。

高齢者を狙い撃ちにして、5年連続の社会保障費の「自然増」という形で抑制をされている。そして、原発再稼働や核燃料サイクル推進、軍事費の増大などが述べられたうえで、一方、高齢者や国民のくらしは益々大変になっているということが述べられております。高すぎる保険料は、家計を圧迫して、受診抑制や、手遅れ死亡事故などを増やしていることも指摘されたうえで、県民が必要な医療を受けられる社会保障へ転換することが求められております。請願項目としては、「後期高齢者医療制度」は廃止して、老人保健制度に戻すことを国に求めよ、所得に応じた保険料の見直しを行い、低所得者の命と暮らしを守る保険料引下げを直ちに実施すること、差押えなどの制裁措置は中止すること、そして高齢者の生活実態の調査を徹底して、相談会や家庭訪問を実施すること、この4項目が掲げられております。

今回の請願におきましては、本広域連合がしっかりと役割を果たして欲しい。生活者の声を聴いて欲しい、こういう趣旨の請願が多かったというふうに思います。是非このような請願権に基づき、請願者の切なる願いを受け止めていただきまして、すべての請願が採択していただけますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（白石 雄二） 本請願に対する執行部の参考意見を求めます。

末若事務局次長。

○事務局次長（末若 明） 請願第7号から第12号までの請願項目に対する執行部の考え方につきまして、お手元の配布資料「請願項目に対する考え方」に沿って、ご説明いたします。なお、内容が同じ、或いは類似するものにつきましては、横断的にまとめてご説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

まず、請願第7号、第8号、第10号、第11号及び第12号からの5項目につきましては、いずれも、その趣旨は「後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すよう国に求めること」でございます。

執行部の考え方でございます。後期高齢者医療制度につきましては、廃止の議論が続くなど先行き不透明な状況がしばらく続いておりましたが、いわゆるプログラム法の施行により現行の枠組みが維持されることとなりました。

本広域連合といたしましては、今後も円滑かつ安定的な制度の運営に、努めてまいり所存でございます。

次に、請願第7号、第8号及び第11号「保険料の軽減特例措置の継続を国に強く求めること」についてでございます。

国における保険料軽減特例措置の見直しにつきましては、本広域連合は、これまで継

続いて、「特例措置の維持」などを国に働きかけてまいりました。

本年6月には、今後見直しが予定されております低所得者に対する軽減特例措置に関しまして、「生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度の維持や恒久化について検討すること」などを要望したところでございます。

今後も引き続き、状況に応じて国に要望してまいりたいと考えています。

資料の2ページをお開きください。

請願第7号、第8号及び第12号は「滞納者に対する差押え等の制裁措置は直ちに中止すること」という趣旨でございます。

先ほどの一般質問の中で、ご答弁いたしましたとおり、負担能力が十分あるにもかかわらず、納付に応じない被保険者に対する差押えなどの措置は、被保険者間の負担の公平性の観点から、やむを得ないものであると考えております。

次に、請願第7号及び第8号「保険料や医療費で困った方の相談窓口の設置などにより手遅れ死亡などが発生しないよう対策を講じること」、それから請願第9号「各市町村に後期高齢者の専用相談窓口を設置すること」についてでございます。

本広域連合は、市町村と協力・連携をして制度の運営に当たっております。

市町村では、担当窓口を設けて、被保険者の皆様からの様々な御相談に対応しております。また、本広域連合のパンフレットでは、市町村窓口のほかに「お問い合わせセンター」を御案内しており、ここでも、御相談に対応するとともに、必要に応じて市町村の窓口などに繋いでおります。

今後とも、市町村と連携して、被保険者の皆様からの御相談に、迅速かつ適切に対応できるよう努めてまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

請願第7号、第8号及び第11号「財政安定化基金を活用し保険料を引き下げること」、請願第9号「保険料の引下げを行うこと」、請願第12号「所得に応じた保険料の見直し、特に低所得者の命とくらしを守る保険料引下げを直ちに実施すること」についてでございます。

後期高齢者医療制度は、給付費の約1割を保険料で賄うため、医療の高度化などによる給付費の増加に伴い、保険料も増加してまいります。

こうした中、本広域連合は、財政安定化基金や剰余金を活用して、これまで保険料の増加抑制に努めてきたところでございます。今後も、被保険者の皆様の負担にも配慮しつつ、適切な保険料の設定に努めてまいります。

次に、請願第7号及び第8号「保険料滞納者に対する福岡県の短期証の発行率は極めて高い、機械的な発行はやめること」についてでございます。

先ほどの一般質問の中で、答弁いたしましたとおり、滞納者に対しましては、短期被保険者証を活用することにより納付相談の機会の確保に努めていただくよう市町村にお願いしております。

なお、分割納付誓約を履行されているなど、一定の条件に該当する方につきましては、交付対象から除外をしております。

今後も引き続き、公平公正な制度の運用に努めてまいります。

資料の4ページをお開きください。

請願第7号、第8号、第10号及び第11号からの4項目の趣旨は「高齢者の生活の質の向上に向け、あるいは高齢者が安心して医療を受けられる制度にするため、広域連合議会が、活発に議論し、その役割を発揮すること」でございます。

本広域連合は、「第2期健康長寿医療計画」に基づき、健康診査や高齢者の心身の特性に応じた保健指導など、被保険者の健康の保持増進や生活の質の向上に向け、各種保健事業を実施しております。

こうした事業の運営につきまして、広域連合議会において十分に議論していただけるよう、市町村の後期高齢者医療担当課長を通じて、広域連合議員に対しまして、事業の内容や議案などに関する説明等を行っております。

事務局といたしましても、議会において活発な議論が行われるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

請願第9号及び第12号「後期高齢者の生活等の実態調査を行い公表する、あるいは調査結果の詳細な分析のもと相談会などを実施すること」、請願第10号「国の決めたとおりではなく、高齢者の生活実態が反映された制度とすること」につきましての執行部の考え方でございます。

被保険者の方々が抱える事情や生活の実態は、市町村窓口などでの個別の相談を通じて初めて詳細に把握できるものと考えております。お困りの際には、市町村窓口や、「お問い合わせセンター」へ御相談いただくよう呼びかけてきたところでございます。今後とも、被保険者の皆様からの御相談に丁寧に対応してまいります。

なお、広域連合は、制度の運営主体といたしまして、関係法令に従い、制度を適切に運用していくことを責務としており、今後とも関係法令を遵守しつつ、制度の安定的な運営、事務の適正な執行に努めてまいります。

次に、請願第9号「保険料軽減の県独自の減免制度を検討すること」についてでございます。

保険料につきましては、所得に応じて「均等割額」を軽減する仕組みが制度上設けられております。また、本広域連合では、災害などにより保険料の納付が困難となった場合の減免や徴収猶予の制度を条例で設けております。

これらに加えまして、更に独自の制度を設けるにつきましては、その財源を保険料や市町村の一般財源に求めることとなるため、困難であると考えております。

資料の6ページをお開きください。

最後に、請願第11号「後期高齢者医療広域連合議会が当事者の陳述を認めること」

でございますが、請願者の口頭陳述に関するものとして、執行部の考え方を申し上げます。

本広域連合の議会は、委員会が設置されておりませんので、本会議の場において請願審査が行われております。

「請願」につきましては、会議規則に基づき、文書にて提出を求め、その採否の決定に当たりましては「紹介議員の説明」をを求めるなど、十分な審査がなされているものと承知をいたしております。

なお、一昨年、議会におきまして、全議員を対象に実施されました「議会運営に関する意向調査」の結果、現行どおり「請願者の口頭陳述に代えて紹介議員から説明を求める」こととするよう決定した旨を伺っております。

「請願項目に対する考え方」につきましては、以上でございます。

○議長（白石 雄二） 請願第7号から請願第12号までについて、これより請願ごとに採決をいたします。

お諮りいたします。請願第7号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。御着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第8号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第9号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第10号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第 11 号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第 11 号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立)

ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第 12 号について採決をいたします。

お諮りいたします。請願第 12 号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立)

ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において可決された各案件につきましては、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第 39 条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会（午後 4 時 23 分）

これをもちまして、平成 29 年第 2 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長 白 石 雄 二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員 中 尾 昌 弘

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員 今 富 壽一郎